

独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおける女性の採用・登用拡大計画

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下、「センター」という。）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）、「採用昇任等基本方針」（平成26年6月24日閣議決定）及び「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）に基づき、女性がより一層活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

2. 採用の拡大

(1) 目標

国家公務員一般職採用試験（準ずる試験を含む。）からの新規採用者に占める女性職員の割合を、35%以上とする。

(2) 具体的取組（実施時期：通年）

① 募集・採用活動

大学等で行う業務説明会において、男女平等の採用方針であることを積極的にPRする等の採用募集活動を行う。

また、採用パンフレット及びホームページ等において、女性職員の体験談等を積極的に取り上げる。

② 採用時の配置等

新規採用者の配置については、引き続き男女間で偏りがないよう努める。

また、新規採用者における女性の割合が業務区分により偏らないよう努めるとともに、女性の割合が増えない業務区分については、その理由を明確にし、募集活動や採用後のキャリア見直しなどの改善に努める。

3. 登用の拡大

(1) 目標

センター全体の各役職別に占める女性の割合を増加させるよう女性の登用拡大に努めるものとし、役員に占める女性の割合については13%以上（引き続き1名以上）、管理職（部長及び課長相当職。以下同じ。）に占める女性職員の割合については6.9%以上とする。

(2) 具体的取組（実施時期：通年）

① 研修

センターが実施する研修をはじめ、人事院及びその他の機関が実施する女性職員の意識・意欲の啓発・増進又は能力向上のための研修への参加機会の確保に努め、意欲のある女性職員の参加を推進する。

② 配 置

適材適所の観点から、女性職員を積極的に管理職に登用するよう努める。

また、人事管理にあたっては、職員の意欲と能力の把握に努め、意欲と能力のある女性職員の登用を推進するとともに、職務経験の付与については、男女間で偏りがないうよう配慮する。

③ その他

女性職員の不安や疑問を解消し、長期的なキャリア形成を達成するために、女性職員が必要とする時には適切な先輩職員に相談し、助言を受けることのできる仕組みづくりに努める。

4. 勤務環境の整備等

① 女性の採用・登用の拡大を図るため、超過勤務の縮減策を含め、仕事の進め方の見直し及び意識の改革を行うなど、積極的な取組みを行う。

② 全役職員を対象に、男女共同参画の実現に向けての意識啓発の取組みに努める。

③ 育児休業中の職員の円滑な職務復帰に資するため、知識・技能等の維持向上のための研修・説明会等への参加、必要な情報の提供、復帰後のキャリア形成について配慮する。

④ 人事異動にあたっては、仕事と家庭の両立が可能な環境の整備に努める。

5. 計画の推進等

① 総務部長を「女性の採用・登用拡大担当者」とし、本計画の実行にあたっては、積極的な取組を推進する。

② 女性の採用・登用の状況、計画の進捗状況について、本部の部長相当職の職員が参加する会議等の場において、随時、情報交換を行うとともに、年1回以上、本計画の内容及び進捗状況に関する点検を行う。